

日南町いじめ防止等のための基本的な方針

令和元年6月改定

日南町教育委員会

目次

はじめに

I いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題の理解
 - (1) いじめの理解
 - (2) いじめの構造に対する適切な対処
 - (3) いじめの認知

II いじめの防止等に関する基本的な考え方と取組

- 1 日南町における取組
 - (1) 方針の策定と取組の推進、改善
 - (2) 学校への指導・支援
 - (3) 保護者への啓発・理解や協力の働きかけ
 - (4) 町民への広報、意識の高揚
- 2 学校における考え方と取組
 - (1) いじめ防止のための方針と組織化
 - (2) いじめの未然防止
 - (3) いじめの早期発見
 - (4) いじめの早期対応と解消
- 3 家庭・地域における取組
- 4 関係諸機関等における取組

III 重大事態への対処等

- 1 重大事態のとらえ
- 2 重大事態の報告
- 3 重大事態に係る対応

日南町いじめ防止等のための基本的な方針

日南町教育委員会

(平成 25 年 9 月策定)

(平成 31 年 1 月改定)

(令和元年 6 月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであり、断じて許されるべきものではない。いじめが全国的な社会問題となる中、国は平成 25 年 6 月に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）を制定し、同年 9 月 28 日に施行、これにあわせて制定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を 3 年経過した平成 29 年 3 月に改定した。また、鳥取県は国の方針に基づき、平成 29 年 7 月に「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、いじめ問題への一層の取組を進めてきている。

こうした国や県の動きを参酌し、日南町では平成 25 年に策定した「日南町いじめ防止等のための基本的な方針」を地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめの認知や未然防止、組織的な対応、重大事態への対処等の課題にも対応したいじめ防止等のための対策を一層推進していくこととした。これにより、日南町のすべての児童生徒が安心かつ有意義な学校生活を送り、心身ともに豊かな成長が遂げられるようにしていきたい。

I いじめに対する基本的な認識

1 いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かは、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断をする。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることをさす。（けんかであっても、その背景にいじめの疑いがあるため、被害性が見極めが十分に必要である。）

※ 「インターネット」によるいじめ行為は、当該児童生徒が知らない間に行われたり、瞬時に不特定多数の加害者が発生したりする恐れがあり、対応が遅くなり、深刻な事態になる可能性がある。

※ 「心身の苦痛を感じているもの」とは、当該児童生徒のきめ細かい観察、状況の客観的把握、親身な対応により、巧妙かつ複雑で見えにくいものも対象とする。

2 いじめ問題の理解

(1) いじめの理解

いじめは、重大な人権侵害・犯罪行為であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、絶対に許されない行為である。いじめがエスカレートすると、心身に重大な危険を生じさせるおそれがあり、場合によっては生命を落とすことにもつながりかねない。

また、暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わり、加害も被害も経験することが多い。そして、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることによって、「暴力を伴ういじめ」とともに、重大な事態を生じさせることもある。

(2) いじめの構造に対する適切な対処

いじめは、どの児童生徒にも、どの学級・学校にも起こりうる可能性がある。
また、いじめは、「いじめる子ども」・「いじめを受けている子ども」という二者関係だけで捉えることはできず、「周りではやし立てる子ども（観衆）」・「見て見ぬふりをする子ども（傍観者）」の存在が、いじめを助長させることも多い。
したがって、いじめは、すべての学校のすべての児童生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを行った児童生徒に対しては毅然とした対応と適切な指導・支援が必要である。

①全ての児童生徒に関わる問題

- 1) 全ての児童生徒のいじめに対する理解と課題意識
- 2) 全教職員による共通した課題意識の保持と組織的な取組(教職員が抱え込まないこと)

②大人の責務

- 1) 保護者・家庭の責務
 - ・規範意識を養い加害者としめない
 - ・いじめを受けた場合、いじめから適切に保護
- 2) 地域の責務
 - ・地域と学校・家庭の連携による見守り（声かけ、相談等）
 - ・いじめを助長する行動や風潮（弱者を嘲笑、暴力の肯定、異質な者の排除等）の抑制

(3) いじめの認知

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。これらのことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な判断による対処も可能であるが、この場合であっても、いじめの定義に該当するため、いじめ防止対策委員会（仮称）へ情報提供することが必要である。

- ①積極的ないじめの認知
 - 1)いじめを受けた児童生徒の立場に立つ
- ②学校組織によるいじめの認知
 - 1)軽微と考えられる事例もていねいに調査

Ⅱ いじめの防止等に関する基本的な考え方と取組

1 日南町における取組

(1) 方針の策定と取組の推進、改善

- ①いじめ防止対策に関わる方針や取組の点検・見直し
- ②毎月のいじめ事案の確認によるいじめ問題の把握と対策の検討

(2) 学校への指導・支援

- ①児童生徒のいじめ防止に向けた自主的活動の支援
- ②いじめ防止に関する研修会の実施等による教職員の資質向上
- ③インターネット上のいじめの防止に向けた啓発
- ④いじめ防止等の関する調査・研究の実施とその成果の普及
- ⑤専門家（SSW、SC等）の配置による校内体制づくり、相談・助言等に関する支援
- ⑥道徳教育、体験活動等の取組の推進及び支援
- ⑦保育園と小・中学校、町福祉担当課との情報交換会による実態把握や研修等の実施
- ⑧通報及び相談を受け付ける体制の整備
- ⑨外部の専門家（弁護士等）や専門機関（相談機関等）との連携及び学校への派遣支援
- ⑩いじめ問題に関する協議や助言
- ⑪いじめを行った児童生徒に対する出席停止の処置
- ⑫他市町村や他校との連携協力体制の整備

(3) 保護者等への啓発・理解や協力の働きかけ

- ①通信等による啓発（いじめ防止の重要性、幼児期からの教育の重要性、相談体制、研修会等）
- ②講演会等の研修会の実施

(4) 町民への広報、意識の高揚

- ①地域（ポラティア等も含む）からの情報収集及び情報公開
- ②町広報等によるいじめ防止の取組や実態の周知

2 学校における考え方と取組

(1) いじめ防止のための方針と組織化

学校は、さまざまな教育活動を通して児童生徒、教師の人権意識を磨くとともに、いじめをしない、させない、許さない児童生徒を育てる教育活動を展開するための組織的・計画的な取組を推進しなければならない。そのためにも、学校の方針を策定し、児童生徒や保護者に示すことで、学校組織の一貫した対応を図るとともに、いじめを許さない環境づくりに努めることが必要である。さらに、全職員が組織的に対応するためには、いじめにつながる行為等の情報がもれなく集約され、全職員で共有して、認知の判断、解消への取組が行われなければならない。

そして、この方針に基づいて、いじめの未然防止と早期発見・解消に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

- ①「学校いじめ防止基本方針」（年間を通じた総合的ないじめ防止のための計画等）の策定

- 1) 国、県、町の方針に沿うとともに、保護者、地域住民、関係機関の意見も参酌
 - 2) 児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒が主体的で積極的に関わられるよう配慮
 - 3) 未然防止、早期発見・早期対応・解消等、いじめ防止全体に関わる内容を明示
 - 4) 学校評価への位置づけ等により、方針や取組、対応等を定期的に評価
 - 5) ホームページでの公開や保護者説明会の実施等による公表
- ②情報の共有、組織的な対応を行うための情報集約担当者の設置
- 1) 1人ではなく、少人数のチームによる担当も可
- ③「いじめ防止対策推進委員会」を設置
- 1) いじめの理解、危機管理意識の高揚等によるいじめを許さない環境づくり及び研修等の充実
 - 2) いじめと疑われる事案に対する対応（情報の収集・整理、情報の共有化、いじめかどうかの判断等）
 - 3) いじめの被害者、加害者に対する支援や指導、保護者や関係機関との連携等の方針・方策の検討、決定
- ④生徒指導委員会、ケース会議等の活用
- ⑤「学校いじめ防止基本方針」に沿った危機管理マニュアルの策定

(2) いじめの未然防止

生徒指導はもとより、豊かな心を育む教育としての道徳教育や体験学習を通じた特別活動、また人権教育等を通じて、子どもたちの確かな社会性を養う教育活動を推進する。

- ①学校内における取組（体制の整備等）
- 1) 教職員の意識の高揚や指導力の向上、適切な対応等のための環境づくり
 - ・ 管理職のリーダーシップによる意識の高揚
 - ・ 教職員の日常のつながり、同僚性の向上
 - ・ 情報共有の方法・手順・内容の明確化（定期的な情報交換会の実施等）
 - ・ 教職員研修の実施
 - 2) いじめの起こりにくい学校づくり
 - ・ 児童生徒間、児童生徒と教師、また保護者と教師との信頼関係の構築
 - ・ 民主的、自治的でお互いを認め合う集団づくりの推進
 - ・ 教師の受容的、共感的な態度による指導
 - ・ 道徳や特別活動をはじめとする全ての教育活動における人権意識、規範意識の醸成、また基本的生活習慣の定着
 - ・ インターネット上のいじめを防止するための情報モラル等の指導
 - 3) 児童生徒の実態把握及び理解と個に対応した適切な指導
 - ・ 各種調査による学級集団の理解や児童生徒個々の理解
 - ・ 配慮が必要な児童生徒の状況の理解と適切な対応
 - ・ いじめに関する情報に対する真摯な対応
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・ 定期的な教育相談の実施
 - 4) 児童生徒の自主的、自発的な活動の場の設定
 - ・ 学校行事、生徒会活動の企画・運営
 - ・ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を利用した学習の実施
- ②家庭・地域と連携した取組

- 1) 家庭教育の推進
 - ・ P T A 活動の活性化
 - ・ 保護者懇談会等の充実
 - ・ 保護者研修会の実施と参加の働きかけ
 - ・ 情報共有等による学校との連携、協力
- 2) 相談窓口の周知
 - ・ 学校への相談窓口の周知と相談の働きかけ（管理職、担任、養護（助）教諭、SSW、SC等）
 - ・ 関係諸機関の相談窓口の周知
- 3) 地域ぐるみによる青少年育成の協働体制
 - ・ 学校支援ボランティア等との意見交換会の実施
 - ・ 学校教育推進協議会での情報交換会
 - ・ 関係諸機関（民生児童委員協議会、まち・むら協等）との連携

③日南町教育委員会や関係諸機関との連携した取組

- 1) いじめ防止対策推進委員会への指導・助言
- 2) 教育相談活動への指導・支援
- 3) 教職員の指導力向上に関わる指導・助言
- 4) 保護者研修会等への指導・助言
- 5) 関係諸機関への対応・相談支援

(3) いじめの早期発見

いじめは、次第に複雑化・潜在化し大人の目の届きにくいところで発生していることから、日ごろからアンテナを高くし、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って事態を捉えなければならない。そして、そのような事態を把握した場合は早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

したがって、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを集約する担当を通じて組織に報告・相談しなければならない。

①的確な実態把握

- 1) 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握
- 2) 日常の生活指導による実態把握
- 3) 各種アンケート・調査、教育相談等によるきめ細やかな実態把握
- 4) 加害者・被害者以外の児童生徒に対する当事者意識の醸成

②組織的な対応

- 1) 児童生徒がいじめに対して相談や情報提供をすることができる信頼関係の構築
- 2) 教員相互の情報共有がスムーズに行える環境づくり（相互信頼の職員づくり）
- 3) 児童生徒の言動を複数の目でとらえる連携機能の徹底と充実
- 4) 児童生徒や保護者の悩みや訴えを、積極的に受け止めることのできる相談体制と相談機能の充実

③連携の強化

- 1) 保護者や地域、関係諸機関との情報共有や連携

(4) いじめの早期対応と解消

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに協議し、組織的な対応につなげる。

事実確認においては、いじめの被害にあっている児童生徒、その保護者の心情に十分に配慮しながら、問題解決に向けた理解と協力が得られるように努める。

基本的には、次の様な状態になったときをいじめが「解消している」と捉える。ただし、他の事情も勘定して慎重に判断することが必要である。

- ・いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- ・被害者が心身の苦痛を感じていないこと（被害者本人及びその保護者に対し、面談等により確認）

①初期対応

- 1) 早急に詳細な事実確認（いつ、どこで、誰に、何をされた等を具体的に）を実施
 - ・いじめを受けた児童生徒とその保護者の立場に立った共感的な聞き取り
 - ・周囲の児童生徒への聞き取り（面談、アンケート等）
- 2) いじめを受けた児童生徒の保護者への丁寧な連絡
- 3) いじめに係る情報の記録保存

②いじめ停止のための対応

- 1) 表面的な現象のみにとらわれず、児童生徒の状況に留意した慎重な対応（性格や特性、友人関係や家庭環境等）
- 2) 警察との連携（犯罪行為と捉えられる事案について）
- 3) 被害者の安全安心のため、いじめを行った児童生徒の別室での学習等を必要に応じて実施

③解消に向けた取組

- 1) 被害、加害の児童生徒、その保護者への継続した指導・支援（事実関係、今後の対応等についての共通理解、解消後の見守り等）
- 2) 周囲の児童生徒への支援（配慮が必要な児童生徒）や指導
- 3) 児童生徒又は保護者からの申立を大切に処理
- 4) 関係機関との連携や協力
- 5) 事案の振り返りとそれによる今後の校内体制や方針の見直し及び全教職員による共通理解

3 家庭・地域における取組

いじめ問題に対して共通認識を持つとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解消に向けた取組を一体となって積極的に推進する。

(1) いじめの未然防止

- ①親子のふれあいや支え合いによる信頼関係の醸成
- ②児童生徒の変化からいじめの徴候を把握
- ③学校・関係機関（国、県、町等を含む）との積極的な連携
- ④地域における声かけ、学校への情報提供

4 関係諸機関等における取組

学校におけるいじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取り組みについて、積極的な指導・支援・助言を受け、対策の推進を図る。いじめ問題に対する共通認識をするとともに、いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取り組みを一体となって積極的に推進する。

Ⅲ 重大事態への対処等

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

※ 法第28条1項2号に規定された「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒の実情を十分に考慮し、上記の目安にかかわらず、調査を実施することも必要である。(児童生徒が、一定期間、連続して欠席しているような場合)

1 重大事態のとりえ

- (1) 重大事態か否かは、法と児童生徒の状況とを照らし合わせて、学校設置者または学校において判断
- (2) 児童生徒及び保護者から重大な被害があったという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものと報告し、調査を実施(調査をしないままで判断をしてはならない。)

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態(疑いを含む)発生後、直ちに日南町教育委員会へ報告。(問題への対応及び取組等について十分に協議)
- (2) 日南町教育委員会は、学校からの報告の後、直ちに町長と鳥取県教育委員会へ報告

3 重大事態に係る対応

- (1) 日南町及び日南町教育委員会の対応
 - ① 学校の対応及び取組に対する指導及び支援
 - ② 「いじめ問題調査委員会」設置の検討、調査の実施
 - 1) 学校の調査結果や児童生徒及び保護者の意向等を勘案し、設置

2) 「いじめ問題調査委員会」による調査の実施

- ・ 設置場所：教育委員会内または学校内（設置場所は教育委員会が決定）
- ・ 役割：事実関係の明確化
同種事態の発生防止に向けた取組の検討
- ・ 構成員：専門的知識や経験を有する第三者的立場である者等（5名以内）
※調査の公平性や中立性を確保
（例）学識経験者（弁護士等）
青少年育成に関わる者（主任児童委員等）
関係行政機関（児童相談所職員、人権擁護委員等）
小・中学校の長
- ・ 調査結果の情報提供
いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法によって
情報提供（経過報告）
※関係者の個人情報に十分配慮
- ③ 町長への適時・適切な情報提供（「いじめ問題調査委員会」等の調査に関する経過
報告及び学校の対応等の現状報告）
- ④ いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の対応に対する検証、再発防止策
の検討を実施
- ⑤ 町長は、調査結果の報告を受け、必要があると認めるときは再調査を実施
 - ・ 公平性・中立性の確保のため、調査委員に専門的な知識及び経験を有する第三者
を選出
 - ・ 再調査の結果を踏まえて重大事態への対処・再発防止策を実施
 - ・ 調査後には議会へ報告
- ⑥ いじめを受けた児童生徒・保護者に対する説明の実施（他の児童生徒のプライバシー
に配慮）
- ⑦ 支障がない場合は、調査結果を公表（事前にいじめられた児童生徒や保護者と確認

(2) 学校の対応

- ① 重大事態発生（疑い）時、日南町教育委員会へ報告
- ② 日南町教育委員会の指導・支援やいじめ問題調査委員会による調査結果を踏まえた
対処
 - ・ いじめを受けた児童生徒や保護者への適切な支援（学校復帰支援、学習支援等）、
指導
 - ・ いじめを行った児童生徒に対する重大事態の自覚と謝罪の気持ちの醸成
- ③ いじめを受けた児童生徒や保護者に対する調査結果の説明
 - ・ 適時、適切に、児童生徒のプライバシー保護に留意
- ④ 再発防止に向けた取組の検討と実施